

指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱

(制定平成22年3月16日局長決)

(最近改正令和7年11月25日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号。以下「給水条例」という。）第13条第6項及び指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱第13条第2項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び給水条例の例による。

（大阪市水道局給水装置工事事業者審査委員会の組織等）

第3条 局長は、給水装置工事事業者の指定取消等について審議するため、大阪市水道局給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 審査委員会の運営その他必要な事項は、局長が別に定めるものとする。

(水道センターにおける調査及び報告)

第4条 水道センター所長及び維持担当課長並びに給水装置工事担当課長（以下「水道センター所長等」という。）は、自らの所管事務について、個々の給水装置工事に係る指定給水装置工事事業者の行為によりその者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する疑いがあるとき又は同様の疑いで行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第36条の3の規定に基づく処分又は行政指導の求めがあるときは、その事実関係を調査する。

2 水道センター所長等は、前項の調査において、指定給水装置工事事業者が別表に定める処分事由に該当すると認めるときは、当該指定給水装置工事事業者に対し、直ちに違反を是正するよう指導するとともに、てん末書の提出を求める。

3 水道センター所長等は、当該指定給水装置工事事業者から前項のてん末書が提出されたときは、速やかに「違反調査兼報告書（1）」（様式第1号）を作成し、当該てん末書とともに、給水課長に送付する。

4 水道センター所長等は、当該指定給水装置工事事業者が第2項のてん末書の提出を拒否したときは、速やかに「違反調査兼報告書（1）」（様式第1号）を作成し、その旨を記載するとともに、給水課長に送付する。

(給水課における調査等)

第5条 給水課長は、第4条第1項に規定するときを除くほか指定給水装置工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する疑いがあるとき又は同様の疑いで手続法第36条の3の規定に基づく処分又は行政指導の求めがあるときは、その事実関係を調査する。

2 給水課長は、前項の調査において、指定給水装置工事事業者が別表に定める処分事由に該当すると認めるときは、当該指定給水装置工事事業者に対し、直ちに違反を是正するよう指導するとともに、「違反調査兼報告書（2）」（様式第2号）を作成する。

（違反事由の聴取及び文書による警告）

第6条 給水課長は、第4条第3項、同条第4項又は前条第2項の「違反調査兼報告書」に記載された違反の内容を確認し、必要に応じて、当該指定給水装置工事事業者に対し、違反事由の聴取を行う。

2 給水課長は、前項の「違反調査兼報告書」及び聴取内容について考慮した結果、当該違反の事実が指定取消処分すべきものに至らないと認めるときは、必要に応じて、当該指定給水装置工事事業者に対し、「是正通知書」（様式第3号）を送付する。

3 給水課長は、第1項の「違反調査兼報告書」及び聴取内容について考慮した結果、当該違反の事実が指定取消処分すべきものに該当すると認めるときは、委員長に対し、その旨を報告する。

（審査委員会の開催）

第7条 委員長は、前条第3項の報告を受けたときは、速やかに審査委員会を開催する。

2 委員長は、第9条第5項の処分案に疑義があるときは、必要に応じて、審査委員会を開催することができる。

（違反の事実の審議及び審議結果の報告等）

第8条 審査委員会は、第6条第3項に基づいて報告された違反の事実について審議する。

2 委員長は、前項の審議において、当該違反の事実が指定取消処分すべきものに至らないと認めるときは、文書をもってその旨を給水課長に報告する。

3 給水課長は、前項の報告を受けたときは、「是正通知書」（様式第3号）の送付について決定し、処理するものとする。

4 委員長は、第1項の審議において、当該違反の事実が指定取消処分すべきものに該当すると認めるときは、文書をもってその旨を局長に報告する。

（意見陳述のための聴聞手続）

第9条 局長は、前条第4項の報告を受け、当該違反の事実が指定取消処分すべきものに該当すると認めるときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、意見陳述のための聴聞手続を行う。

2 局長は、聴聞の実施に当たって、当該処分の名あて人に対し、「聴聞通知書」（様式第4号）により通知する。

3 聽聞は、局長が指名した者が主宰する。

4 聽聞の主宰者は、聴聞を終結したときは、速やかに「聴聞調書」（様式第5号）及び「報告書」（様式第6号）（以下「聴聞調書等」という。）を作成し、給水課長に提出する。

5 給水課長は、前項の聴聞調書等の提出を受けたときは、速やかに処分案を作成し、委員長に報告する。

6 委員長は、第5項に基づき報告された処分案が適切であると認めるときは、文書をもって局長に報告する。

7 その他意見陳述のための手続に関しては、手続法及び大阪市水道局における聴聞等の手続に関する規程（平成6年大阪市水道事業管理規程第19号）に定めるところによる。

（指定取消）

第10条 局長は、前条第6項の報告を受け、当該違反の事実が指定取消処分すべきものに該当すると認めるときは、法第25条の11第1項に基づき指定給水装置工事事業者の指定を取り消す。

（意見陳述のための手続き及び審査委員会の省略）

第11条 局長は、手続法第13条第2項各号のいずれかに該当する場合は、意見陳述のための手続及び審査委員会の開催を要せずに、法第25条の11第1項に基づき指定給水装置工事事業者の指定を取り消すものとする。

（処分の通知等）

第12条 局長は、第10条又は前条の規定する指定の取消しをすることを決定したときは、当該指定給水装置工事事業者に対し、「指定取消通知書」（様式第7号）により通知する。

2 局長は、第10条又は前条の規定する指定の取消しをしたときは、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第18条第1項の規定に基づき告示をするとともに、契約管財局長に対し、その旨を報告する。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第13条 局長は、第10条又は第11条により決定した指定の取消しに係る違反の事実が、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者の行為によるものであると認めるとときは、その旨を国土交通大臣に報告する。

（処分の基準）

第14条 この要綱に定める違反の事実に係る処分の基準は、別表のとおりとする。

（施行の細目）

第15条 この要綱に定めるもののほか、指定給水装置工事事業者の指定取消等に関し必要な事項は、局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月25日から施行する。

別表「指定給水装置工事事業者の指定取消等に対する処分の基準」

違反項目	水道法 根拠条文	関係法令条文	No.	処分事由	処分内容
指定要件違反	第 25 条の 3 第 1 項第 1 号 第 1 項第 2 号 第 1 項第 3 号イ 第 1 項第 3 号ロ 第 1 項第 3 号ハ 第 1 項第 3 号ニ 第 1 項第 3 号ホ 第 1 項第 3 号ヘ	第 25 条の 3 第 1 項第 1 号 第 20 条 第 21 条 第 22 条 第 23 条 第 24 条 第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 第 26 条の 11 第 1 項第 2 号 第 1 項 第 25 条の 11 第 1 項第 3 号 第 25 条の 7 第 34 条 第 35 条 第 36 条の 1 第 1 項第 4 号 第 25 条の 8 第 34 条 第 35 条 第 36 条の 1 第 1 項第 5 号 第 25 条の 9 第 25 条の 10 第 25 条の 11 第 1 項第 7 号 第 16 条の 2 第 1 項 第 1 項第 8 号	1 2 3 4 5 6 7 ア イ ウ 8 9 10 11 12 13 14 15 ア 16 17 18 19 20 21 22 23	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものであることが判明したとき。 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。 指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 無断通水、メータの不正使用をしたとき。 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。 施工上の安全管理を怠り、死傷者を出し又は被害を与えたとき。 法人であって、その役員の内に上記 3 ~ 7-ウまでのいずれかに該当する者がいることが判明したとき。 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。 事業所の名称及び所在地、連絡先等の変更届を提出しないとき。 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき。 上記 11、12 について虚偽の届出をしたとき。 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を実行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、かつ、その者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。 穿孔資格のない者が施行したとき。 局長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。 水道法施行令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 指定した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から 3 年間保管しなかったとき。 給水装置の検査の際、局長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え又は与えるおそれが大きいとき。	指定取消処分 指定取消処分 指定取消処分 指定取消処分 指定取消処分 指定取消処分 指定取消処分 指定取消処分 指定取消処分 指定取消処分 指定取消処分 指定取消処分
不正申請	第 25 条の 11 第 1 項第 8 号	第 16 条の 2 第 1 項	23	不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定取消処分
※ 処分内容について、各処分事由に関する最も重い処分を示している。					

様式第1号

違反調査兼報告書（1）

年 月 日

給水装置の状況	施工場所							
	所有者	住所						
		氏名						
	使用者	住所						
		氏名						
	給水の種類	専用・臨時用						
	給水方式	直結・直結増圧・受水槽・高置水槽直結						
	水栓番号	有(番号)	無	用途	家事用・業務用			
	メータ	有(番号)	無					
違反の状況	発見年月日		年	月	日	発見者		
	発見の経緯							
	調査年月日		年	月	日	調査員		
	当事者	工事依頼人 (所有者又は使用者等)	住 所					
			氏 名					
		工事施行者	住 所					
			氏 名					
			指定の有無	指定・非指定	主任技術者()			
	違反行為を施行した 日 又 は 期 間							
	違反の内容							
違反該当条項 (処分基準参照)		工事依頼人						
		工事施行者						
指導の状況	是正指導の方 法・内容							
	是正指導後の當 事者の対応							
(てん末書の提出 有・無)								

違反調査兼報告書（2）

年 月 日

指定工事事業者	指定番号		指定年月日	年	月	日
	事業者名					
	住所					
	代表者名					
	役員名					
	選任中の主任技術者					
違反の状況	発見年月日	年	月	日	発見者	
	違反の内容					
指導の状況	是正指導の方法・内容					
	是正指導後の当事者の対応					

様式第3号

是正通知書

大水工給第 号
年 月 日

様

大阪市水道局長

あなたは、大阪市指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱の別表に定める处分事由に該当していますので、速やかに是正するよう通知します。

なお、通知にもかかわらず指摘した行為を是正しないときは、次の根拠法令に基づき、指定取消処分に移行しますので、あらかじめご了承ください。

- ・水道法第25条の11第1項
- ・大阪市水道事業給水条例第13条第3項
- ・大阪市指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱第13条第2項
- ・大阪市指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱

記

行為	
根拠規定	
具体的な違反状況	
是定期日	

様式第4号

聴聞通知書

大水工給第 号
年 月 日

様

大阪市水道局長

行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行うので通知します。

予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴聞の期日	年 月 日 () 午前・午後 時 分
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称 所在地及び電話番号	
<p>1 聽聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</p> <p>2 聆聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</p>	

注1 代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞の期日までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。

2 出頭の際には、この通知書を持参してください。

様式第5号

聴聞調書

年 月 日

主宰者の職及び氏名

聴聞の件名	
聴聞の期日	年 月 日()午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
聴聞の場所	
出頭した当事者の住所及び氏名 代理人・補佐人の住所及び氏名	
出頭した参加者の住所及び氏名 代理人・補佐人の住所及び氏名	
出頭しなかった当事者等の住所及び氏名並びに正当な理由の有無	
出頭した行政庁の職員の職及び氏名	
当事者等の陳述の要旨	別紙1記載のとおり
行政庁の職員の陳述の要旨	別紙2記載のとおり
提出された証拠書類又は証拠物の標目	
その他参考となるべき事項	

別紙1

当事者等の陳述の要旨

別紙2

行政庁の職員の陳述の要旨

様式第6号

報 告 書

年 月 日

大阪市水道局長 様

主宰者の職及び氏名

聴聞を終結しましたので、行政手続法第24条第3項の規定に基づき、次のとおり、報告します。

聴聞の件名	
当事者等の氏名	
当事者等の主張	
主宰者の意見及びその理由	別紙記載のとおり

別 紙

主宰者の意見及びその理由

意 見
理 由

様式第7号
大水工給第号
年月日

様

大阪市水道局長

指定取消通知書

水道法第25条の11第1項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 氏名又は名称
- 2 指定番号
- 3 指定取消日
- 4 指定取消しの理由

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市水道局長に対して審査請求することができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表するものは大阪市水道局長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

担当 〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
大阪市水道局工務部給水課 氏名

電話番号 06-6616-5480

FAX番号 06-6616-5489